

高周波利用設備の設置場所測定ガイダンス（案）に対して
提出された意見及びそれらに対する総務省の考え方
（意見募集期間：令和6年6月25日～7月24日）

提出件数 2 件（匿名 2 件）

No	意見提出者 (順不同)	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた 案の修正の有無
1	匿名	・ 1 ページの最下行の 1 行上「記します」は「記します。」のほうがよい。 ・ 9 ページの 15 行「以下では」は「以下、」のほうがよい。 ・ 2 ページの 2 行「技術基準」は「電波法令での技術基準」とは異なるものか？	御指摘を踏まえ、修正しました。 また、2 ページの 2 行「技術基準」は「電波法令での技術基準」を指しております。	有
2	匿名	2.1.6(3) 項にて、「構成されたもの」は「較正または校正されたもの」の誤記でしょうか。 また、測定用受信機とアンテナについて較正または校正が要求されていますが、それらを接続する同軸ケーブルやアッテネータ、プリアンプについても較正または校正が要求されるのでしょうか。 さらに較正または校正の定義は、電波法第二十四条の二第4項第二号のイロハニのいずれかでしょうか、それとも ISO9001 校正または ISO/IEC17025 校正も許容されるのでしょうか。	御指摘を踏まえ、修正しました。 また、同軸ケーブルやアッテネータ、プリアンプについては、校正・較正の要求の対象外となります。 測定用受信機とアンテナの校正・較正は、CISPR 16-1-1 と CISPR 16-1-6 に規定された方法に従って実施されることを想定しております。	有

注 意見提出者の属性・連絡先が不明な意見は「匿名」として記載しています。